

堺市優良建設工事施工者表彰制度について

市内業者の育成・支援及び建設業者の施工意欲と建設技術の向上発展に資することを目的として、下記のとおり、堺市（上下水道局を含む。）が発注した建設工事（以下「工事」という。）を誠実に履行し、工事成績が優秀であり、かつ、他の模範となる施工者を表彰することとしますのでお知らせします。

記

1 表彰対象者

市内業者に限ります。

ただし、例外として共同企業体施工の場合は、市内業者以外も表彰対象者とします。

2 表彰対象工事

表彰年度の前年度に完成した工事（共同企業体施工の工事を含む。）のうち、工事成績評定点が85点以上で、かつ、次の(1)～(4)のいずれかに該当する工事とします。

- (1) 公共の安全確保を図るため、施工に当たり特に慎重な配慮をした工事又は特別な技術を駆使した工事
- (2) 建設リサイクル対策等の環境面に特に配慮した工事又は新技術の採用等の新制度に積極的に対応して公共工事に貢献した工事
- (3) 地域における歴史、風俗、景観等文化的イメージの向上に貢献した工事
- (4) 上記以外で、優れた特徴を有する工事

3 欠格事項

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者は、表彰しないこととします。

- (1) 表彰年度の前年度から表彰の当日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止又は入札参加回避若しくは堺市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた期間がかかる者
- (2) 表彰年度の前年度に完成した工事のうち、工事成績評定点が64点以下の者
- (3) 堺市建設工事入札参加資格等審査委員会が表彰することは不相当と判断した者

4 運用開始時期

平成24年度から施行します。

表彰は毎年度1回で、平成24年度は、平成23年度中に完成した工事を対象に優良建設工事施工者を選定して7月頃に表彰を行う予定です。